

i お知らせ

☎ 23-5111 FAX 22-5100

土・日曜日、休日は閉庁

❖お知らせの表記

申…申し込み先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、催しなどに参加する場合は、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど「新しい生活様式」を実践するよう心掛けましょう。

※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

不動産取得税が軽減される制度があります

一定の要件を満たす住宅や住宅用地を取得した場合など、不動産取得税が軽減される制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問上北地域県民局県税部

☎ 22-8111 (内線 207・208)

暮らし

土壌診断料の一部を補助します

出荷・販売を目的とした野菜生産に取り組む農家が行う土壌診断に係る経費の2分の1以内を補助します。

申請期限 令和5年2月10日(金)

必要な物 申請書、土壌診断書の写しなど

※十和田おいらせ農業協同組合で土壌診断をした人は申請不要です。

申問市地域農業再生協議会(農林畜産課内) ☎ 51-6742

国民健康保険「傷病手当金」が支給されます

対象 次の全てに該当する人

- ▶国民健康保険の加入者
- ▶新型コロナウイルスに感染した従業員
- ▶3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があり、給与の支払いが受けられない人

支給額 給与日額×2/3×日数

※申請書は国民健康保険課に備えて付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

申問国民健康保険課 ☎ 51-6750

国民年金保険料の免除申請を受け付けています

申問八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742 市民課 ☎ 51-6753

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「納付猶予」される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないままにしておくと、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときの障害・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料を納めることができない場合は、お早めにご相談ください。

- 必要なもの
- ▶本人確認できるもの(マイナンバーカード、免許証など)
 - ▶マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの
 - ▶離職票または雇用保険受給資格者証(失業している人のみ)
 - ▶代理人が申請する場合は、代理人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、免許証など)、委任状(申請者と代理人の世帯が異なる場合)

※本人・配偶者・世帯主の前年所得に基づき審査を行います。その結果、免除の対象にならない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している人へ

令和4年度の保険税・保険料の減免があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年に比べ3割以上の収入減少が見込まれる場合には、申請により保険税・保険料を減免できることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

■減免に関するお問い合わせ

▶国民健康保険税について

申問収納課 ☎ 51-6760

▶介護保険料について

申問高齢介護課 ☎ 51-6721

▶後期高齢者医療保険料について

申問国民健康保険課 ☎ 51-6752

国民年金保険料の免除申請ができます

申問八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742 市民課 ☎ 51-6753

対象 次の全てに該当する人

- ▶令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ▶令和3年1月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること

※本人・配偶者・世帯主の前年所得に基づき審査を行います。その結果、免除の対象にならない場合があります。

※手続きの方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)に掲載しています。